

平成24年度実施政策の評価書

(農林水産省24-⑥)

政策分野名 【施策名】	優良農地(注1)の確保と有効利用の促進				
政策の概要 【施策の概要】	農地面積の減少が続き、農業生産が行われない耕作放棄地や不作付地が年々増加しているとともに、担い手に対する農地のまとまった利用集積が進まない状況にある中、優良農地の確保と有効利用の促進を図る。このため、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化、耕作放棄地対策の推進、地域の中心となる経営体への農地集積の推進のための施策を行う。				
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分	23年度	24年度	25年度	26年度 要求額
	当初予算(a)	34,292,077 <62,383,836> の内数	39,487,676 <34,775,056> の内数	40,099,148 <136,487,345> の内数	124,773,902 <181,169,671> の内数
	補正予算(b)	4,703,979 <5,188,202> の内数	▲28,649 <213,711,226> の内数		
	繰越し等(c)	▲1,701,560 <43,458,943> の内数	1,704,345 <▲40,017,755> の内数		
	合計(a+b+c)	37,294,496 <111,030,981> の内数	41,163,372 <208,468,527> の内数		
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(千円)	22,908,105 <108,928,610> の内数	25,015,504 <48,122,331> の内数		
	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画	平成22年3月30日	第3 2 (4)		
	我が国の食と農林漁業の再生 のための基本方針・行動計画	平成23年10月25日	III 戦略1 (2)農地集積の推進		
	土地改良長期計画(注2)	平成24年3月30日	第3 1 政策目標1 (1)、(4) 政策目標2 (2)		

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

施策(1)	計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化						
目標①【達成すべき目標】	農用地区域(注3)内農地面積の確保						
測定指標	(ア) 農用地区域内農地面積の増加 (達成度合)	基準値	実績値(※)				目標値
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度
	年度ごとの目標値		【0.0万ha】 (—)	【-0.3万ha】 (—)	-0.9万ha (C:-225%)		8万ha増加 (累計)
※24年度実績値は暫定値である。 22年度、23年度の【】内は、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータが含まれていない。							
施策(2)	耕作放棄地対策の推進						
目標①【達成すべき目標】	農用地区域における荒廃した耕作放棄地の解消						
測定指標	(ア) 荒廃した耕作放棄地の解消面積 (達成度合)	基準値	実績値(※)				目標値
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度
	年度ごとの目標値		7.2千ha (A:120%)	8.8千ha (A:147%)	8.8千ha (A:147%)		10万ha (累計)
※24年度実績値は暫定値である。							

施策(3)	地域の中心となる経営体への農地集積の推進							
目標①【達成すべき目標】	土地利用型農業(注4)について、基本方針・行動計画で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗(8割程度)を占める構造を目指す。							
測定指標	(ア) 農地利用集積円滑化事業(注5)による集積面積 (達成度合)	基準値	実績値(※)					
		21年度 Oha	22年度 【1.8万ha】 (一)	23年度 【3.2万ha】 (一)	24年度 (調査中)	25年度	26年度	28年度 年間5万ha
	年度ごとの目標値		1.5万ha	5万ha	5万ha	5万ha	5万ha	
	※24年7月には、調査中のため当該年度実績値の把握が困難なことから、達成度合の判定を行わなかった。 【 】内は、被災県の一部のデータが含まれていない。							
	(イ) 農業生産基盤整備(注6)地区における地域の中心となる経営体への農地集積率 (達成度合)	基準値	実績値					
		—	22年度	23年度	24年度 62% (B:87%)	25年度	26年度	28年度 80%以上
	年度ごとの目標値				71%	73%	75%	

測定指標に関する評価結果 【施策に関する評価結果】	測定指標の達成状況 【目標の達成状況】	<ul style="list-style-type: none"> ・施策(1)の①(ア)「農用地区域内農地面積の増加」については、「-0.9万ha:C(-225%)」となった。 ・施策(2)の①(ア)「荒廃した耕作放棄地の解消面積」については、「8.8千ha:A(147%)」となった。その要因としては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や地方単独事業による耕作放棄地を再生する取組に対する支援や、改正農地法の適切な運用(遊休農地対策の強化)の効果等によるものと考えられる。 ・施策(3)の①(ア)「農地利用集積円滑化事業による集積面積」については、「(調査中)。同(イ)「農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率」は、「62%:B(87%)」となった。
	測定指標についての 要因分析 (達成度合が悪い場合 等) 【目標期間終了時点の 総括】	<p>【(1)①(ア)】農用地区域内農地面積の増加 施策(1)の達成目標「①農用地区域内農地面積の確保」の測定指標「(ア)農用地区域内農地面積の増加」については、達成度合が-225%で「C」となった。その要因等としては次のことが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部要因 東日本大震災からの復興に向けて新たなまちづくり等のための農地転用の需要が発生している状況にある。 2 内部要因 <ol style="list-style-type: none"> ① 農用地区域への編入及び除外の抑制等 農地の転用等に伴う農用地区域からの除外が0.5万ha発生した一方で、平成21年の農地法等の改正により農用地区域に含めるべき土地の基準を10ha以上(改正前20ha以上)とされたこと等により農用地区域に0.4万haが編入された。 ②荒廃した耕作放棄地の発生・再生の推計 荒廃した耕作放棄地については、耕作放棄地の再生が0.9万haあった一方で、1.1万haが発生した。 ③その他 都道府県農業振興基本方針の変更、基礎調査の実施に伴う市町村農業振興地域整備計画の見直しによる農用地区域内の農地面積の精査(求積方法の変更、境界の整理)等により、0.8万ha程度の減少となった。 3 今後の対応方向 産業競争力会議においても「攻めの農業」を進める上で、「農地のフル活用」や「食料自給力の向上」(農地の確保)を目指すことで一致がみられ、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において「農地のフル活用」が農林水産業の競争力を強化するための具体策として位置づけられている。 農地のフル活用に向け、農用地区域内にある再生利用可能な荒廃した耕作放棄地の再生を着実に進めるとともに、10ha以上の集団的な農地の農用地区域への編入を進め、農用地区域からの除外について、農業振興地域の整備に関する法律に基づく基準の適正な運用が図られるよう、指導・助言し、目標の達成に向けた取組をさらに強化する。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>農地集積は、現場で集落営農や法人化を進めるインセンティブとなっている。現場の目で見ると、地域の農業を背負っていく担い手に補助金や施策を集中させが必要。ばらまきでは、農業の活性化につがらない。地域をまとめて農業を行っていく人に施策を集中することが本来の制度である。(三谷委員)</p> <p>※平成25年第2回農林水産省政策評価第三者委員会(平成25年7月26日開催)における委員の御意見を掲載しております、それに対する回答及び今後の対応等については、「農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向」にとりまとめ、評価書と同じホームページ上に掲載しています。御参照ください。 (http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/pdf/iken24.pdf)</p>
------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	(別紙参照)
----------------------------------	--------

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の確保を図るため、引き続き、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備の支援等を継続して要求する。 ・耕作放棄地対策を推進するため、引き続き、荒廃した耕作放棄地を再生利用する農業者等の取組を支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(継続)(0116)」を要求する。 ・農地の面的集積を図る担い手を支援するため、「規模拡大交付金(継続)(0113)」を引き続き要求する。また、担い手が農地をまとめて利用し、規模拡大をしやすくするため、農地の中間受け皿として都道府県段階に農地中間管理機構(仮称)を整備し、同機構にまとめて農地を貸付けた地域及び個人に対する支援として「機構集積協力金交付事業(新規)」を新たに要求する。 ・地域の中心となる経営体への農地集積を推進するため、引き続き、大区画化・汎用化等の農地の整備や農業水利施設の整備を行う「農業競争力強化基盤整備事業(継続)(0128)」を要求する。その際、農地集積を一層推進するため、農地集積要件の引き上げ等の見直しを行う。
	税制
	その他 (法令、組織、定員等)

担当部局名	経営局(農村振興局) 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/農地資源課】	政策評価実施時期	平成25年7月
--------------	---	-----------------	---------